

各

| |
|--------|
| 都道府県知事 |
| 指定都市市長 |
| 中核市市長 |

 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公印省略)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」について（通知）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 30 年政令第 54 号）については、本日付で公布されたところである。（別紙）

この政令の主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係者、関係団体等に対して周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう御配意願いたい。

記

1 政令の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 65 号）の施行に伴い、関係政令の整備を行うとともに必要な経過措置を定めるもの。

2 主な内容

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）の一部改正

（1）指定事務受託法人関係

- ① 指定事務受託法人の指定は、市町村等事務を行う事務所ごとに行うものとしたこと。
- ② 都道府県知事は、申請者が自立支援給付対象サービス等を提供している場合等には、指定事務受託法人の指定をしてはならないものとしたこと。
- ③ 指定事務受託法人は、厚生労働省令で定める市町村等事務の運営に関する基準に従い、市町村等事務を行わなければならないものとしたこと。
- ④ 指定事務受託法人は、当該指定に係る市町村等事務受託事務所の名称及び所在地等を変更しようとするとき、又は当該市町村等事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出るものとする。当該届出があったときは、都道府県知事は、その旨を、指定事務受託法人に事務を委託している市町村長に通知しなければならないこととしたこと。

- ⑤ 都道府県知事は、必要な限度で、指定事務受託法人に対し、報告を求めることができるものとしたこと。
- ⑥ 都道府県知事は、指定事務受託法人が適正な市町村等事務の運営をすることができなくなったとき等は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものとしたこと。なお、市町村は、市町村等事務を委託した指定事務受託法人について、指定の取消事由に該当すると認めるときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならないこととしたこと。
- ⑦ 都道府県知事は、以下に掲げる場合には、その旨を公示しなければならないこととしたこと。
 - (a) 指定事務受託法人の指定をしたとき
 - (b) 指定事務受託法人から、市町村等事務の廃止、休止又は再開に関する届出があったとき。
 - (c) 指定事務受託法人の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。
- ⑧ 市町村又は都道府県は、指定事務受託法人への事務の委託の全部又は一部を解除したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならないこととしたこと。

(2) 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大関係

- ① 介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護及び短期入所としたこと。
- ② 障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものは、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問介護通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護及び小規模多機能型居宅介護並びにこれらに相当するサービスとしたこと。
- ③ 当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるものは、次に掲げる全ての要件を満たすものとしたこと。
 - (a) 65歳に達する日前5年間（入院その他やむを得ない事由により介護相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたこと。
 - (b) 65歳に達する日の前日の属する年度において市町村税非課税世帯であったこと又は65歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものに該当していたこと。
 - (c) 65歳に達する日の前日において障害の程度が厚生労働省令で定める区分に該当していたこと。
 - (d) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。
- ④ 高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算予防介護サービス費を自立支援給付との併給調整の対象としたこと。
- ⑤ その他高額障害福祉サービス等給付費の支給に係る所要の規定を整備したこと。

(3) 補装具費の支給対象の拡大関係

補装具の「購入又は修理」を「購入、借受け又は修理」に改めるとともに、所要の改正を行ったこと。

二 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正

(1) 指定事務受託法人関係

- 2の一の(1)と同様に、指定事務受託法人に係る規定を整備したこと。
- (2) 補装具費の支給対象の拡大関係
2の一の(3)と同様に、補装具費の支給対象の拡大に伴い、所要の規定を整備したこと。
- (3) 大都市特例関係
都道府県が処理することとされている事務として追加された情報公表対象支援に関する報告の受理等に関する事務を、児童相談所設置市が行うこととしたこと。

三 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正

都道府県が処理することとされている事務として追加された情報公表対象サービス等に関する情報の報告の受理等に関する事務を指定都市、中核市（指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等に係るものを除く。）が行うこととしたこと。

四 経過措置

- (1) 就労定着支援若しくは自立生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者及び居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者については、従業者等についての基準を定める都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を、当該都道府県の条例で定められた基準とみなすものとしたこと。
- (2) その他所要の経過措置を設けたこと。

五 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 留意事項

2の一の(2)に関して、今般の高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大に伴い、当該給付費の対象者要件を満たすこととなった者においても従来どおり一律に介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこと。